

## 出会い応援プロジェクト実施委託業務仕様書

### ■委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

#### 1 委託業務名

出会い応援プロジェクト実施委託業務

#### 2 委託業務の目的

人口減少の要因の一つである未婚・晩婚化への対策として、出会いを希望しながらも機会に恵まれない未婚者を対象に出会いのきっかけづくりの場を創出し、交際や結婚に向けた機運の醸成を図る。

#### 3 業務を委託する期間

契約の日から令和8年2月27日までの間とする。

#### 4 受注者が行う業務

受注者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### (1) 趣味趣向によるマッチングイベント事業の企画・募集・実施に係る業務

・次の①～⑨に基づき、2の委託業務の目的を実現するために効果的なイベントを企画（コンセプト、内容、進め方、資料作成等）すること。

##### ①イベント内容

若者が共通の趣味を通じて、異性との新たな出会いや仲間づくりをすることを目的とした趣味趣向によるイベントを実施すること。様々な「趣味趣向」があることを踏まえ、多くの若年層が興味を抱くようなテーマのイベントを内容を変えて3回開催すること。

3回のテーマは次のとおりとし、マッチング率の向上を図る趣向を凝らした内容とすること。

(ア) 冠岳を活かしたアウトドアをテーマとするもの。

(イ) 料理をテーマとするもの。

※本市在住の料理研究家等を講師とすること。

(ウ) インドアでできるものをテーマとするもの。

##### ②実施時期

令和8年2月までとすること。

##### ③参加対象

44歳以下の独身男女で、本市に在住している・勤務地がある等縁のある方、お

よび本市の魅力や暮らしに関心のある本市以外の方とすること。

④催行人数

イベント1回あたり、概ね男女各10名とすること。

最少催行人数については、市と協議のうえ決定すること。

⑤イベント時間

1回あたりのイベントの開催時間は、4時間以上とし、参加者同士が交流する時間を多く設けること。

⑥参加費用

飲食代及び体験料等は参加者負担とし、市と協議の上決定すること。

⑦参加者の募集

対象者に広く行き届くよう、効果的な媒体にて実施すること。市内居住者の参加者が得られるような募集方法について、具体的な提案をすること。

⑧実施場所

いちき串木野市及び近隣市とすること。会場にいちき串木野市内の公共施設を使用する場合は施設使用料は無償とし、予約は市が行うものとする。

⑨実施体制

業務実施責任者を配置し、適正に事業を実施する体制を構築すること。

(2) アンケートの実施・集計及び実施報告書作成に係る業務

各イベントを実施する際は、その参加者に対してアンケート調査を行うこと。また、イベント終了後には実施報告書を作成し、アンケート集計結果とあわせて速やかに市へ提出すること。実施報告書の内容は次に掲げるものとする。

- ・概要
- ・参加者一覧（氏名、住所、性別、年齢）
- ・その他、市が必要とするもの

(3) その他の要件

- ・各イベント開催前に当日の企画案、台本等を提出すること。
- ・イベント開催当日の会場設営及び撤去、進行等を行うこと。
- ・各イベントでのマッチング者については、「いちき串木野市縁結び隊」が後追い及び交際等の伴走支援を実施できるよう、「いちき串木野市縁結び隊」への加入に関する案内を行うこと。

(4) 協議打合せ

各業務を円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議・打合せは綿密に行い、その協議事項について記録し、相互に確認すること。

## 5 受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。これらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認したものであれば専門の業者等に再委託できるものとする。

なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

## 6 積算内訳書の提出

受注者は、本仕様書に基づき4の受注者が行う業務に関する積算内訳書を市へ提出すること。

## 7 検査

受注者は、委託業務終了後、直ちに業務完了届並びに成果品を提出すること。成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。

なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

## 8 成果品

- (1) 実施報告書 2部
- (2) 評価・分析報告書 2部
- (3) 参考資料（資料作成過程で収集・作成・整理した図表等） 一式

## 9 支払条件等

原則として、委託業務終了後の実績払いとする。ただし、委託業務の一部であつて既に完了した部分に相当する額については、必要に応じて部分払いを請求することができる。

## 10 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市役所 串木野庁舎 2 階

いちき串木野市企画政策課 企画調整係（担当：西ノ園）

TEL：0996-33-5628（直通） ／ FAX：0996-32-3124

## 11 その他

### (1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

### (2) 受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合は、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

### (3) 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。